

柏崎市漁業就業者支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新規漁業就業者に対して、早期の経営の安定を図るほか、漁船購入を推進することにより、生産性の向上、経費の削減を図ることを目的とする。

(交付手続)

第2条 補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者とする。

(1) 新規漁業就業者支援

ア 市内に住所を有すること。

イ 申請時に45歳未満で漁業協同組合の正組合員となる者

(2) 漁船購入費支援

ア 市内に住所を有すること。

イ 漁業協同組合員の正組合員で漁船をリース又は貸付で購入する者

ウ 支払開始時期から5年が経過していない者

エ 市等が実施する漁業担い手育成関係事業に参画する意欲を有すること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費のとおりとする。

(1) 新規漁業就業者支援

漁業経費、研修費、飲食費、住居費、光熱水費、被服費等

(2) 漁船購入費支援

漁船のリース又は購入に要する経費

(補助金の交付基準)

第5条 補助金の交付額等は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 新規漁業就業者支援

新規に漁業に就業する者に対し、10万円／月を定額補助し、後継ぎとなる漁業組合員の子で親と生計を共にしている者に対しては1／2の額を交付し、それぞれ2年間を限度とする。

(2) 漁船購入費支援

新たに漁船をリース又は貸付で購入した者に対し、月々の支払額の1／2以内。ただし、5万円／月を上限とし5年間を限度とする。

(様式)

第6条 この補助金等の交付申請書その他の書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 漁業就業者支援事業補助金交付申請書 別記第1号様式

(2) 漁業就業者支援事業補助金交付決定通知書 別記第2号様式

(3) 漁業就業者支援事業補助金不交付決定通知書 別記第3号様式

(4) 漁業就業者支援事業実績報告書 別記第4号様式

(5) 漁業就業者支援事業計画変更承認申請書 別記第5号様式

(6) 漁業就業者支援事業計画変更承認決定通知書 別記第6号様式

(7) 漁業就業者支援事業中止（又は廃止）承認申請書 別記第7号様式

(8) 漁業就業者支援事業中止（又は廃止）承認決定通知書 別記第8号様式

(9) 漁業就業者支援事業補助金概算払申請書 別記第9号様式

(10) 漁業就業者支援事業補助金確定通知書 別記第10号様式

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和9年5月31日までの間は、なおその効力を有する。